

第70回 道州制特別区域提案検討委員会 次第

日時 平成27年7月24日（金）10:00～12:00

場所 赤れんが庁舎 2階 2号会議室

1 開 会

2 議 事

（1）道民アイデアの第1次整理について

- ・ ホテル・旅館業における外国人技能実習期間の延長
- ・ 市街化調整区域内における貨物自動車運送事業用施設建設の適法化
- ・ 補完通貨システムによる道債・市町村債の計画的減債の検証実験
- ・ 国際規格の道路標識の並列表示
- ・ テレワークの促進策
- ・ 交通安全に関する特許を活用した地方創生

（2）その他

3 閉 会

【配付資料】

資料1 ホテル・旅館業における外国人技能実習期間の延長

資料2 市街化調整区域内における貨物自動車運送事業用施設建設の適法化

資料3 補完通貨システムによる道債・市町村債の計画的減債の検証実験

資料4 国際規格の道路標識の並列表示

資料5 テレワークの促進策

資料6 交通安全に関する特許を活用した地方創生

参考資料1 市街化調整区域内における貨物自動車運送事業用施設建設の適法化

参考資料2 国際規格の道路標識の並列表示

参考資料3 テレワークの促進策

第69回道州制特区提案検討委員会の審議結果概要について

■開催日時：平成27年5月27日（水）10:00～11:42

■開催場所：道庁別館 5階 石狩振興局大会議室

■審議結果概要

議事 道民アイデアの第1次整理について

- 「温泉付随可燃性天然ガス利用の促進」(No.420)、
「海洋地質調査（堆積物採取）の際の鉱業法適用の見直し」(No.445)、
「合同墓の埋葬」(No.439)、
「ホテル・旅館業における外国人技能実習期間の延長」(No.442)、
「観光立国推進旅行券の発行」(No.443)
- の5項目について、第1次整理を行った結果、いずれも一旦検討を終了
※No.442の第1次整理の理由については、別途調整

道民アイデア整理表

No. 442	アイデア名	ホテル・旅館業における外国人技能実習期間の延長
---------	-------	-------------------------

【アイデアの概要】

- 現在、ホテル・旅館における外国人技能実習期間は、1年間となっており、言葉と業務の流れの一部しか理解できない。
- そのため、実習期間を3年間又は5年間とし、ホテル・旅館の業務とともに“日本文化のおもてなし”を習得させる。
- 外国人観光客が増え日本人労働者が減る中、特に道内では人手が不足しており、外国人技能実習生に“日本文化のおもてなし”を習得してもらうことで、外国人観光客に優れたサービスの提供が可能となり、魅力発信につながる。

【事実関係の整理】

- 技能実習制度は、国際貢献のため、技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図ることを目的とし、外国人が「出入国管理及び難民認定法」別表第1の2の表の「技能実習」の在留資格をもって日本に在留し、技能等を修得する制度である。
- 技能実習には、入国後1年目の技能等を習得する活動（技能実習1号）と、2・3年目の修得した技能等に習熟するための活動（技能実習2号）があるが、ホテル・旅館業は、技能実習2号移行対象職種となっていない。
- 技能実習2号の対象となるためには、業務内容に係るレベル別の全国的な技能評価制度の創設が必要であり、現在、宿泊業の関係団体で評価制度のあり方について検討が進められている。
- ~~○ 道は、外国人人材の確保により、外国人観光客へのホスピタリティを向上させることができるよう、出入国管理に関する基準の変更に係る知事の申出権の創設について、平成20年に道州制特区提案を行っているが、出入国管理行政に対する道州の関与のあり方については、国において今後検討とされている。~~

【道州制特区制度との整合性】

~~出入国管理は国の専掌事項であるため、道州制特区提案には馴染まない。~~

【一次整理の対応方向（案）】

	分野別審議	○	一旦検討終了
--	-------	---	--------

<理由>

~~出入国管理は国の専掌事項であり、道州制特区提案には馴染まないため、一旦検討終了とする。~~
道は、外国人人材の確保により、外国人観光客へのホスピタリティを向上させることができるよう、出入国管理に関する基準の変更に係る知事の申出権の創設について、平成20年に道州制特区提案を行っており、その結果、出入国管理行政に対する道州の関与のあり方については、国において今後検討とされている。

道民アイデア整理表

No. 431	アイデア名	市街化調整区域内における貨物自動車運送事業用施設建設の適法化
---------	-------	--------------------------------

【アイデアの概要】

- 市街化調整区域では、特別積合せ事業者以外の施設は、開発行為の許可がなければ建設できない。
- 特別積合せ事業者のみが許可がなくても施設建設が認められているが、この制限を無くすことで、一般貨物運送事業及び特定貨物自動車運送事業の発展、物流の円滑化に資する。

【事実関係の整理】

- ① 貨物自動車運送事業の区分については、以下のとおり（貨物自動車運送事業法第2条）。

区 分	一般貨物自動車運送事業		特定貨物自動車運送事業
	うち特別積合せ運送事業		
内 容	不特定多数から集荷した貨物を事業場から事業場へ定期的に運送(宅配業等)	他人の需要に応じて貨物を運送(貸切)	特定の者の需要に応じて貨物を運送(原則1荷主、系列(子)会社による運送など)
事業者数 (道内H25.3.31)	14社	3,408社	53社
調整区域での許可	不要	要	要

- ② 都市計画法では市街化調整区域を「市街化を抑制すべき区域」としており、開発行為を原則許可制としている（都市計画法第7条第3項、第29条第1項）。
- ③ ただし、公益上必要な建築物のうち、「政令で定める建築物の建築」の場合は、市街化調整区域であっても開発許可は不要とされている（都市計画法第29条第1項第3号）。
- ④ 上記「政令で定める建築物」の一つとして、都市計画法施行令において、「一般貨物自動車運送事業（同条第6項に規定する特別積合せ貨物運送をするものに限る。）の用に供する施設である建築物」が規定されている（都市計画法施行令第21条第6号）。

【他の公益上必要な建築物の例】

道路を構成する施設、河川を構成する施設、都市公園法の公園施設、鉄道施設・索道施設・軌道施設等、石油パイプライン施設、港湾施設、漁港施設、海岸保全施設、図書館、公民館等

- ⑤ なお、道においては、流通業務の総合化と効率化の促進を図る物流総合効率化法の認定を受け、一定の基準を満たせば、特別積合せ運送事業以外の一般貨物自動車運送事業の用に供される施設の開発許可を得ることは可能。

【道州制特区制度との整合性】

【一次整理の対応方向（案）】

	分野別審議	○	一旦検討終了
--	-------	---	--------

＜理由＞

- 国では、人口減少社会を踏まえ、コンパクトに集積したまちづくりを進める観点から、従来許可不要とされてきた社会福祉施設、医療施設、学校等についても開発許可を要するよう、平成19年に都市計画法を改正。
- 無秩序な市街化を抑制するという市街化調整区域の趣旨を踏まえると、一律に開発許可を不要にするのではなく、個別案件毎に施設の建築の適否を判断することが必要。

道民アイデア整理表

No. 436	アイデア名	補完通貨システムによる道債・市町村債の計画的減債の検証実験
---------	-------	-------------------------------

【アイデアの概要】

2060年代には債務残高8000兆円超、日本型分断化による地方の荒廃、30年以内に巨大津波に襲われると予測されており、何もしなければ近未来に国家破綻します。これに備え我が国社会経済のあり方を根本から改める道州制導入のソーシャルデザインが必要であり、これには道や市町村が自立するため、抱える借金を道民の賛同を得て完全返済を目指す。

法定通貨を補完する補完通貨システムを導入し、補完通貨システム構想の一部を実施する（道民の資産・企業資産を原資に個人・企業が補完通貨に移し替えて使用する補完通貨制度、道及び市町村が抱える累積債務の減債制度、などを導入し、補完通貨流通の管理運営を道民が自治体に委任する、補完通貨データの移動に係る手数料を課さない、減債制度に係る電子債券の引受け金利を銀行の預入金利の2倍程度とする）

道の再生、地方分権の道すじを明らかにすることができる。

【事実関係の整理】

＜アイデアの補足＞

○道民・企業資産を原資に個人・企業が補完通貨に移し替えて使用する補完通貨制度

インターネット等を介して電子決済する補完通貨システムを導入し、道民・企業資産を原資に個人・企業が補完通貨に移し替え、補完通貨を使用して電子財布により物品の購入やサービスの提供を受け、システム内で決済を行う際に、道民に協力（例：購買代金に10%を付加）いただいた額を自動的にプールし、財政規律の回復に要する費用（債権の償還）などに充てる。

○道及び市町村が抱える累積債務の減債制度

道が累積債務（地方債）を早期に償還するため新たに発行する電子債券を、道民の家計金融資産を原資に道民が購入する。電子債券の利率は1%程度で原則一年ごとに元利償還。元利償還の原資は、電子財布で道民に協力（例：購買代金に10%を付加）いただいた分で賄う。

【道州制特区制度との整合性】

【一次整理の対応方向（案）】

	分野別審議	○	一旦検討終了
--	-------	---	--------

〈理由〉

本アイデアは道等の債務を道民の資産等（寄付等）により解消することを提案しているもので、道等の財政上の施策として検討すべきものであり、道州制特区提案の対象として取扱う内容ではない。

道民アイデア整理表

No. 437 440	アイデア名	国際規格の道路標識の並列表示				
<p>【アイデアの概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 北海道内では外国人観光客が増加しており、レンタカーの利用者も増加している。 ○ レンタカー利用の場合、道路交通標識が自国と異なるため、事故に遭う危険性が高いことから、「一時停止」標識について国際規格（国際連合道路標識）に準じた八角形のものを並列して表示することにより、外国人旅行者にも分かりやすい標識とする。 ○ 外国からの運転者に対して分かりやすい標識を表示することにより、注意喚起につながり、交差点での事故の減少が期待できる。 						
<p>【事実関係の整理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県公安委員会は、交通の安全と円滑などを図るため、必要があると認めるときは、道路標識等を設置し、及び管理して、道路における交通の規制をすることができる。（道路交通法第四条）。 ○ 道路標識等の種類、様式等は、内閣府令・国土交通省令で定めることとされている（道路交通法第四条第5項、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（以下「標識令」という））。 ○ 「一時停止」標識を含め、道路標識の種類、様式等については、「標識令」で定められている。 ○ このため、「標識令」で定められていない国際連合道路標識を「一時停止」標識と併せて表示することはできない。 ○ なお、我が国の道路標識に用いる記号や形状、色彩等については、道路標識の国際的な基準を示した国連道路標識の形状や色彩等を参考に定められてきたところであり、「一時停止」標識についても、国連道路標識のうち、縁が赤色で逆三角形の形状をした「前方優先道路」（運転者に対し、徐行又は一時停止をすべきことを指定する標識）を参考として様式が定められたもの。 						
<p>【道州制特区制度との整合性】</p>						
<p>【一次整理の対応方向（案）】</p> <table border="1" data-bbox="167 1601 774 1680"> <tr> <td data-bbox="167 1601 247 1680"></td> <td data-bbox="247 1601 454 1680">分野別審議</td> <td data-bbox="454 1601 534 1680">○</td> <td data-bbox="534 1601 774 1680">一旦検討終了</td> </tr> </table> <p><理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 規制標識は生命や交通の安全に関わるとともに、地域毎に標識のデザインが異なる場合、利用者の混乱を招くおそれがあることから、全国で統一されたデザインであることが望ましい。 ○ 全国的な規制改革に関することから、内閣府の「規制改革ホットライン」等、他の制度により国に対する要望が可能な旨、情報提供・助言を行う。 ○ なお、道では、安全にドライブを楽しむための外国語版冊子をインターネットで公開するなどして、交通ルールの周知に努めている。 				分野別審議	○	一旦検討終了
	分野別審議	○	一旦検討終了			

道民アイデア整理表

No. 438	アイデア名	テレワークの促進策
---------	-------	-----------

【アイデアの概要】

- テレワーク（在宅勤務）の促進は、人口減少社会において、出産に伴う退職などによる労働力人口減少の補てんや、企業が集中する都市部から地方への人の移動の促進の1つの有効策と考えられる。
- しかしながら、導入企業は少数であり、また、テレワークに不安を持つ労働者も少なくない。
- 広域分散型の本道では特にテレワークのメリットが実感できるはずであり、テレワークの導入が促進されるような、企業への税制面等の優遇措置や労働時間規定の制度化など、大胆な施策・改革が必要である。

【事実関係の整理】

- テレワークとは、パソコンなどICT（情報通信技術）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方をいう。
- 国においては、平成25年6月に「世界最先端IT国家創造宣言」が閣議決定され、同宣言工程表において2020年までに「テレワーク導入企業数3倍（2012年度比）」「雇用型在宅型テレワーカー数10%以上」の政府目標が掲げられ、テレワークの普及・促進施策が進められているところ。
- 地方公共団体によるテレワークを行う企業への優遇措置については、法律上制限されていない。
- 自宅でテレワークを行う場合にも、労働時間について労働基準法が適用される。厚生労働省では、労働時間等に係る労働基準関係法令の適用や注意点についてガイドラインを作成し、適切な在宅勤務の導入・実施の促進を図っているところ。

【道州制特区制度との整合性】

テレワークを行う企業への優遇措置は、現行制度でも可能であるため、道州制特区提案には馴染まない。

【一次整理の対応方向（案）】

	分野別審議	○	一旦検討終了
--	-------	---	--------

＜理由＞

テレワークを行う企業への優遇措置は、現行制度でも可能である。
 また、労働時間については、厚生労働省において労働基準法の適用や注意点についてガイドラインを作成し、適切な在宅勤務の導入・実施の促進を図っているところ。
 なお、道においては、テレワークの普及推進事業として、導入支援や普及開発セミナー等を実施しているところ。

道民アイデア整理表

No. 441	アイデア名	交通安全に関する特許を活用した地方創生
---------	-------	---------------------

【アイデアの概要】

事故や故障時に、周囲に事前に危険を報知する、電波ハザードランプの機器テストにより、北海道を交通事故のない日本一安全な都道府県を実証する（北海道は、他県と接していない地形である。）。実証できた機器を全国的にアピールし、夕張市を販売元として、組合や、協会、都道府県に販売する。

近年、“自動ブレーキなどのシステム”が普及しているが、停止可能速度は30km/h以下であり、高速道路では止まらない。また、1台前の車両が停車しても、感知できない為、多重事故の起きるメカニズムに対応できない。“高速道路上で人が跳ねられる”三角表示板の設置義務は、危険な行為であり、それに代わったシステムに変更する必要がある。

夕張市（物品販売部）が販売元となることで、寄付行為ではなく、売上として収入が得られる。

北海道から始め、日本国内の経済損失を軽減する事ができ、また、危険な三角表示板の設置義務を実証し、変更する事ができれば、電波ハザードランプを設置義務化に向けて大きくアピールすることができる。2020年東京オリンピック開催に向け、世界の投資家が日本に目を向けている中、安全な国日本と、地方創生例を、世界にアピールすることを期待するものである。

※機器の一般販売価格は、普通車12V2,000円台～3,000円程度、トラックなど24V4,000円程度を見込。

※1台当たり12Vは600円程度、24Vは1,000円程度の利益だが、日本国内の自動車保有台数は、約8,000万台である。

【事実関係の整理】

- 電波ハザードランプとは…500メートル先まで届く電波によって緊急事態を事前に他のドライバーに知らせる送受信装置。
 - 車両への装着義務（例）：シートベルト、発煙筒、ESC（横滑り防止装置：H22/12改正）
- 【道路運送車両の保安基準（省令）】
- 高速道路上において交通事故や故障などやむを得ない理由で車両の走行が困難になった場合には、停止表示器材を表示しなければならない。【道路交通法第75条の11】

【道州制特区制度との整合性】

【一次整理の対応方向（案）】

分野別審議	○	一旦検討終了
-------	---	--------

〈理由〉

三角表示板の設置義務は法令で定められ、安全に関わることでもあり、慎重な対応が必要であり、また、実証実験については、実施の必要性についての検討が必要であるが、現行制度上可能でもあり、道州制特区提案の対象とはならない。